

vol.45-11 (通算 512号)

2016年2月号

やどかり

2016年2月15日発行
(毎月1回15日発行)1987年12月19日第三種郵便物認可
発行人 公益社団法人やどかりの里
代表者 土橋 敏孝
〒337-0043
さいたま市見沼区中川 562

TEL 048-686-0494

FAX 048-686-9812

定価 50円(含会費)

第1回障害者権利条約締約国報告書まとまる

作成過程, 内容面に課題山積

2014年1月に日本が批准した国際連合「障害者の権利に関する条約(以下, 権利条約)」は, その効力が生じてから2年以内にその後の権利条約の履行状況について, 締約国としての報告書を国連障害者権利委員会に提出することを求めている。報告を提出すると, 審査に先だって「事前質問事項」が国連より出され, それへの回答を経て「総括所見」が通知され, 法律改正を含む改善を求められることとなる。

日本においては, 2015年9月に外務省によって原案が取りまとめられ, その後内閣府に設置された障害者政策委員会の議論を経て, 12月に第1回政府報告書がまとめられた。2016年1月よりパブリックコメントが行われている。政府報告書の内容だが, 添付文書である政策委員会の「議論の整理」に現政策の課題への指摘があるものの, 政府報告書本文は関係法の規定の羅列に終始しており, この国に暮らす障害のある人の実態は見えてこない内容であり, 締約国としての報告書としては, 極めて残念な内容といわざるを得ない。

生活保護費の大幅な引き下げや, 精神科病棟を暮らしの場へと転換させようとする施策, 安永健太さん裁判の福岡高裁での敗訴, 障害基礎年金の判定基準見直しによる受給者の実質的削減など, 権利条約批准後も, この国の障害のある人の暮らしは厳しさを増している。身体障害者手帳を取得している人の7割弱が65歳以上であることから, 権利条約の視点で介護保険の見直しも必要であろう。自己責任が強調される社会保障のあり方が, 何らかの支援を必要とする障害のある人の生活に大きな影響を与えている。

政府報告書はこれらの実態こそ, 正直に明らかにすべきなのだ。

一方国連は, 障害者団体等のNGOが積極的に権利条約の履行状況の監視に参加することを促している。「私たち抜きに私たちのことを決めないで」との視点から生まれた権利条約であり, それは当然であろう。政府報告書の作成過程でも障害関係者の意見を幅広く聴き, 報告書に反映させるという過程が求められており, その点でも大きな課題を残すことになった。そうした状況の中で, 次なる課題は, 民間団体による政府報告書に対する民間の報告書(パラレルレポート, 以下パラレポ)の提出であろう。韓国のパラレポでは, 政府報告書とは内容の異なる指摘がなされており, それがそのまま総括所見になっているなど, パラレポが総括所見に大きく影響していた。

総括所見の勧告が具体的であればあるほど政策改善のチャンスとなることから, パラレポではこの国の政策が権利条約の求めていることを実現できる内容であるのかどうかを, 具体的な事例や統計を通して明らかにしなくてはならない。パラレポは, さまざまな団体の連帯の上で作成されることが重要だ。日本には全国の13団体が加盟している日本障害フォーラム(JDF)があり, JDFへの期待は大きい。パラレポ作成に向けて私たち1人1人にできることは, 政府報告書の内容がどうあれ, 権利条約を物差しとして政策の課題や障害のある人の実態を点検すること, そして, 権利条約の理解を社会に広げていくことである。